

第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 第 2 期子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画であり、江別市においては、「えべつ未来づくりビジョン<第 6 次江別市総合計画>」の個別計画として、平成 27 年度～平成 31 年度を計画期間とした「江別市子ども・子育て支援事業計画【えべつ・安心子育てプラン】」を定めているところですが、令和 2 年 3 月末を持って現計画の期間が終了することから、次期計画の策定作業を行うものです。

2 根拠法令等及び計画期間

- (1) 根拠法令 子ども・子育て支援法第 61 条
- (2) 基本指針 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）
- (3) 計画期間 令和 2 年度～令和 6 年度（5 か年）

3 策定スケジュール（予定）

令和元年 9 月 3 日：改正基本指針告示（令和元年 10 月 1 日施行）

9 月 10 日：改正基本指針告示（令和 2 年 4 月 1 日施行）

10 月 11 日：子ども・子育て会議（以降、適宜開催）

現状分析、骨子・素案等の検討

12 月下旬：パブリックコメント

令和 2 年 3 月：計画の決定